

保発 1210 第 1 号
令和 3 年 12 月 10 日

都道府県知事
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長 } 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について

国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 193 号。以下「改正省令」という。）が本日公布された。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その内容を御了知の上、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び国民健康保険組合（以下「組合」という。）への周知を図るとともに、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

なお、改正省令の実施に伴う事務処理の取扱いについては、別途通知する。

記

第 1 改正の趣旨

令和 3 年の地方分権改革に関する提案募集において、被保険者等の負担軽減を図る観点から、判定収入を各保険者等（国民健康保険の被保険者にあつては市町村又は組合、後期高齢者医療の被保険者にあつては後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）をいう。以下同じ。）で把握できる場合は、基準収入額適用申請書（以下「申請書」という。）の提出によることなく、当該保険者等の職権により一部負担金の負担割合を変更することが可能となるようにしてほしい旨の提案を受けたことを踏まえ、各保険者等内での情報共有等の手法により、判定収入を各保険者等で把握できる場合は、当該保険者等の判断で、申請書の提出を不要とすることが可能となるよう、国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号。以下「国保則」という。）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号。以下「高確則」という。）の一部を改正するもの。

第 2 改正の内容

(1) 国保則の一部改正（改正省令第 1 条関係）

国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 27 条の 2 第 3 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用を受けようとする被保険者は、申請書を市町村又は組合に提出しなければならないこととされているところ、当該市町村又は組合において、当該被保険者がこれらの規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、当該申請書の提出を不要とすることができることとする。

（2）高確則の一部改正（改正省令第 2 条関係）

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 7 条第 3 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用を受けようとする被保険者は、申請書を広域連合に提出しなければならないこととされているところ、当該広域連合において、当該被保険者がこれらの規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、当該申請書の提出を不要とすることができることとする。

第 3 施行期日

改正省令は、令和 4 年 1 月 1 日から施行すること。